

FutureCreatioN ボランティア登録規約

(目的)

第1条 この規約は、向日市の子どもたちの健全な成長やそれを阻む貧困問題に関心のある学生等で、ひとり親家庭や生活困窮家庭を対象にした子どもたちに対する事業のボランティア活動を行う意欲のある人を、「FutureCreatioN ボランティア」として登録することに関し、必要な事項を定め、ボランティア活動の円満な推進に資することを目的とする。

(登録機関)

第2条 「FutureCreatioN ボランティア」の登録機関は、一般社団法人 FutureCreatioN（以下「弊会」という）とする。

(登録事項)

第3条 「FutureCreatioN ボランティア」として登録する事項は「FutureCreatioN ボランティア登録フォーム」のとおりとする。

(登録要件)

第4条 「FutureCreatioN ボランティア」として登録する人は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 弊会事業のボランティア活動をする意欲のある人であること。
- (2) 登録しようとする年度の4月1日現在で、18歳以上であること。
- (3) ボランティア活動に参加できる健康状態であること。

(登録の手続き)

第5条 「FutureCreatioN ボランティア」としての登録を希望する人は、「FutureCreatioN ボランティア登録フォーム」（以下「登録フォーム」という）に必要事項を記入の上、弊会に送信するものとする。

- 2 登録希望者は申し込みの際、本規約に同意したものとし、これを遵守するものとする。
- 3 弊会は送信された登録フォームの記載事項が第4条の登録要件を満たしているか確認し、「FutureCreatioN ボランティア」として登録する。

(登録者名簿の作成)

第6条 弊会は、ボランティア活動を促進するための「FutureCreatioN ボランティア登録者名簿」（以下「登録者名簿」という）を作成し、弊会が管理するものとする。

- 2 弊会は、登録者名簿の個人情報を第1条の目的を達成するために利用し、目的外利用はしないものとする。
- 3 弊会は、登録者名簿を毎年更新する。

(登録者の心得)

第7条 登録者は、ボランティア活動を行う際、関係する機関、地域住民等との連携に努めなければならない。

2 ボランティア活動中に取扱う個人情報等は、弊会の許可なく、如何なる方法をもってしても、開示、漏洩もしくは使用しない。

(情報発信)

第8条 弊会は、登録者に弊社ボランティアに関する情報提供を行う。

(登録の変更・取り消し)

第9条 登録者は、登録フォームに記載した事項に変更が生じた場合または登録の取り消しを希望する場合はその旨を弊会に速やかに報告するものとする。

(登録の抹消)

第10条 弊会は、登録者が公序良俗に反する行為を行った場合、登録を抹消し、速やかに登録者に通知する。

(費用の弁償等)

第11条 登録者は、弊社に対して、ボランティア活動の実施について報酬および費用弁償を請求することはできない。

2 登録者は、弊社や関係機関に対してボランティア活動中の事故等による損害について補償を求めることはできない。

附則

この規約は、令和6年11月1日より施行する。